

「東京都板橋区旅館業法施行条例」の改正案に盛り込むべき主な事項について

1 営業施設の管理について

下記の事項を新たに条例に規定します。

- ① 営業時間中、営業者又は営業従事者を常駐させること
- ② 常駐する者のための便所、休憩室の設置

(説明)

区ではこれまで、玄関帳場又はフロントを設けない施設について、緊急時に迅速な対応ができるよう、原則として徒歩 10 分程度で営業者等が駆け付けることができる体制を確保するよう、旅館業法及びその施行条例の運用について定めた運用基準（以下、「運用基準」といいます。）において求めてきました。

しかしながら、板橋区においては、都市計画上旅館業の営業が制限されている住居専用地域以外においても住宅が密集しており、周辺の生活環境への十分な配慮が必要な状況にあります。

このため、区民の良好な生活環境を保全し、苦情や事故等に対しても迅速かつ適切に対応できる体制を確保する観点から、営業時間中に営業者又は営業従事者の常駐を求める規定を新たに設けます。また、常駐体制を実効的なものとするため、常駐する者のための便所及び休憩室の設置を許可要件とします。

なお、本規制については、既存施設を運営する事業者には遡及適用しません。

2 許可申請にあたっての新たな取組について

下記の事項を新たに条例に規定します。

- ① 営業施設の周辺住民に対して、申請前に説明会の開催又は戸別訪問等による説明
- ② 届出者が外国に居住又は外国法人の場合は国内代理人の選定

(説明)

区ではこれまで、運用基準により、許可申請を行おうとする者に対して、旅館業を営もうとする施設の周辺住民等に戸別訪問、ポスティング等により、事前周知を行うよう指導を行ってきました。今回、運用基準による行政指導から条例上の規定とすることにより、旅館業の適正な運営の確保を図ります。

さらに、苦情対応や事故発生時の対応、必要な行政指導等を確実に実施できる体制を確保するため、届出者が外国に居住する者又は外国法人である場合の国内代理人の選定について規定します。

3 周辺地域への悪影響防止について

下記の事項を新たに条例に規定します。

- ① 廃棄物の適正な処理
- ② 宿泊者へ営業施設の周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し、必要な事項についての説明

(説明)

事業活動に伴って生じる廃棄物については、法令により事業者自らの責任において適

正に処理することが求められています。

また、宿泊者による騒音の発生やごみの不適切な排出などは、周辺住民とのトラブルの要因となることから、営業者が宿泊者に対して周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項を説明することについて、条例に明記します。

これらの事項を規定することにより、営業施設の周辺地域における生活環境の保全を図ります。